

平成 21 年 12 月 2 日

各 位

会社名 株式会社ディーワンダーランド 代表者名 代表取締役社長 脇村 正紀 JASDAQ・コード 9611 問い合わせ先 役職・氏名 代表取締役副社長 堀内 治芳 電話 03-5421-6111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、平成21年12月25日開催予定の当社第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 持株会社制への移行に伴い、当社事業目的に一部変更を加えるため、現行定款第2条に 所要の変更を加えるものであります。
- (2) 本社を品川区から港区へ移転を予定していることから、現行定款第3条本店の所在地を変更するものであります。 この変更につきましては、平成22年3月31日までに開催される当社取締役会において 決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであり ます。なお、この附則は、効力発生日経過後、これを削除するものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社定款規定のうち不要になりました株券、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行なうものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う必要な文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- 2. 変更内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議

平成 21 年 12 月 2 日 平成 21 年 12 月 25 日

株主総会開催日

以上

	(下版(5及人口)为了
現行定款	変更案
1章 総 則	1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造および販売	1. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造および販売
2. コンピュータおよび周辺機器の企画、開発、製造および販売	2. コンピュータおよび周辺機器の企画、開発、製造および販売
3. 音楽、映像に関連するソフトウェアの企画、制作、 製造および販売	3.音楽、映像に関連するソフトウェアの企画、制作、製造および販売
4. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供	4. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供
5. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに 関する代理店業務	5. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに 関する代理店業務
6. 玩具、文房具の企画、開発、製造および販売	6. 玩具、文房具の企画、開発、製造および販売
7. 書籍、雑誌等の企画、著作、印刷および出版	7. 書籍、雑誌等の企画、著作、印刷および出版
8. ゴルフ用品、野球用品の企画、開発、製造および 販売	8. ゴルフ用品、野球用品の企画、開発、製造および 販売
9. 上記各号の商品の輸出入	9. 上記各号の商品の輸出入
10. 不動産の賃貸および管理	10. 不動産の賃貸および管理
11. 投資業	11. 投資業
12. 投資顧問業	12. 投資顧問業
13. 金融業	13. 金融業
14. 経営コンサルト業	14. 経営 <u>コンサルタント業</u>
15. 貸金業	15. 貸金業
16. 古物売買業	16. 古物売買業
17. インターネット、1 セグメント放送、デジタル放送等の双方向情報通信、ネットワークを利用した次に掲げる事業 ①ネットオークションの運営 ②商品売買情報の仲介業務	17. インターネット、1 セグメント放送、デジタル放送等の双方向情報通信、ネットワークを利用した次に掲げる事業 ①ネットオークションの運営 ②商品売買情報の仲介業務
(新設)	18. 国内外の会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理
18. 前各号の事業に関連する事業およびこれらに付帯 する一切の業務	19. 前各号の事業に関連する事業およびこれらに付帯する一切の業務

現行定款

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第2章 株式

(株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第7条

(条文省略)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条

- 1. 当会社の単元株式数は、100株とする。
- 2. 当会社は、第6条の規定に係わらず、単元株式数 に満たない数の株式(以下「単元未満株式」とい う。)については、株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限りで はない。

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>9</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株</u> <u>主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株 式について、次に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。
- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする 権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同 じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作 成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、 株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事 務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社に おいてはこれを取り扱わない。

変更案

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

第2章 株式

(削除)

(自己の株式の取得)

第6条

(現行通り)

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(削除)

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>8</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その 有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。
- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第 $1\,66\,$ 条第 $1\,$ 項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

現行定款	変更案
(株式取扱規則) 第11条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、 単元未満株式の買取り、その他株式に関する 取扱いおよび手数料は、法令または本定款の ほか、取締役会において定める株式取扱規則 による。	(株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料 は、法令または本定款のほか、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。
第 <u>12</u> 条~第 <u>49</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条〜第 <u>48</u> 条 (現行通り) (以下、条数を繰り上げる)
(新設) (新設)	附則 第1条 第3条 (本店の所在地)の変更は、平成 22 年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。
(新設)	第2条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置 きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこ れを取り扱わない。
(新設)	第3条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。